

## 最低賃金の減額の特例許可制度

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。主なものは次のとおりです。（その他はこちらでご確認ください。）

許可申請書の提出先は事業場の所在地を管轄する労働基準監督署になります。

### ○ パンフレット

- 1 最低賃金の減額の特例許可申請について  
～精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者～
- 2 最低賃金の減額の特例許可申請について  
～断続的労働に従事する者～

### ○ 最低賃金の減額の特例許可申請書様式と記入例

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者  
様式はこちら                      記入例はこちら
- 2 断続的労働に従事する者
  - ・対象労働者が1名だけの場合  
様式はこちら                      記入例はこちら
  - ・対象労働者が複数の場合  
様式はこちら                      記入例はこちら

※ 詳しくは労働基準監督署か長崎労働局賃金室（電話 095-801-0033）にお尋ねください。